

定期生命共済事業細則新旧比較対照表（抜粋）

新条文	旧条文
<p>(生計を共にする者の範囲) 第4条 前条、<u>規約第7条</u>（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号、<u>ならびに第10条（共済金受取人の代理人）第6項第3号</u>に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>	<p>(生計を共にする者の範囲) 第4条 前条<u>ならびに</u>規約第7条（被共済者の範囲）第1項第3号および第4号【挿入】に定める「生計を共にする」とは、日々の消費生活において各人の収入および支出の全部または一部を共同して計算するものであって、同居であることを要しません。</p>
<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第7条 【中略】 4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項<u>第1号</u>に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、次の各号のいずれかのときをいいます。 (1) 共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるとき (2) 共済金受取人である共済契約者に、被共済者ががんであることが告知されていないとき</p>	<p>(死亡共済金受取人指定、指定代理請求人指定および代理請求人の取扱い) 第7条 【中略】 4. 規約第10条（共済金受取人の代理人）第2項に定める「共済契約者に共済金を請求できない事情」がある場合、または同第6項【挿入】に定める「共済金受取人に共済金を請求できない事情がある場合」もしくは「指定代理請求人に細則に定める共済金等を請求できない事情がある場合」とは、次の各号のいずれかのときをいいます。 (1) 共済契約者、共済金受取人または指定代理請求人が深昏睡状態、遷延性意識障害または重度認知症等となり、判断能力が欠けているのが通常の状態にあるとき (2) 共済金受取人である共済契約者に、被共済者ががんであることが告知されていないとき</p>
<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第17条 規約第44条（基本契約共済金額）、第49条（疾病入院特約共済金額）、第54条（歳満期型疾病入院特約共済金額）、第68条（災害入院特約共済金額）および第73条（歳満期型災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとし</p>	<p>(この会の実施する共済事業で通算した共済金額の最高限度) 第17条 規約第44条（基本契約共済金額）、第49条（疾病入院特約共済金額）、第54条（歳満期型疾病入院特約共済金額）、第68条（災害入院特約共済金額）および第73条（歳満期型災害入院特約共済金額）の規定にかかわらず、被共済者1人における共済金額の最高限度は、次の各号のとおりとし</p>

新条文	旧条文
<p>ます。</p> <p>(1) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p>【削除】 生命共済または<u>この会の実施する</u>こども共済および終身共済<u>（以下、「終身共済」といいます。）</u>と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第6条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、【削除】終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。（65歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。）</p>	<p>ます。</p> <p>(1) 疾病にかかる入院共済金額（疾病入院共済金額および歳満期型疾病入院共済金額。以下、この号では総じて「疾病入院共済金額」といいます。）および災害にかかる入院共済金額（災害入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額。以下、この号では総じて「災害入院共済金額」といいます。）</p> <p><u>この会の実施する</u>生命共済または【挿入】こども共済および終身共済【挿入】と通算して疾病入院共済金額および災害入院共済金額各20,000円とします。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、発効日において第6条（共済金額を制限する職業）に定める職業に従事している者の共済金額の最高限度は、<u>この会の実施する</u>終身共済と通算して死亡共済金額および重度障害共済金額1,000万円、疾病入院共済金額および災害入院共済金額各5,000円とします。（65歳以上専用歳満期型の死亡共済金額、歳満期型疾病入院共済金額および歳満期型災害入院共済金額は含みません。）</p>
<p>（更新または更改契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第29条 【中略】</p> <p>4. 被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新・<u>更改可能年齢</u>もしくは<u>更新可能年齢</u>の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合において、この会は、その共済金額の増額分について、規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第57条（歳満</p>	<p>（更新または更改契約における共済金支払いの取扱い）</p> <p>第29条 【中略】</p> <p>4. 被共済者が生命共済事業細則別表第1「共済契約の型」に定める更新【挿入】年齢【挿入】の範囲外となり、満了する共済契約と同一内容で共済契約の更新ができず、定期生命共済の契約に移行し、共済金額の変更や新たな特約の付帯をとまなう場合において、この会は、その共済金額の増額分について、規約第46条（死亡共済金および重度障害共済金）第2項、第57条（歳</p>

新条文	旧条文
<p>期型疾病入院共済金) 第2項および第66条(歳満期型疾病手術共済金) 第2項の規定は適用しないことができます。</p>	<p>満期型疾病入院共済金) 第2項および第66条(歳満期型疾病手術共済金) 第2項の規定は適用しないことができます。</p>
<p>(健康保険の範囲) 第36条 第33条(入院および通院の定義) 第5項、規約第61条(疾病手術共済金) 第6項および第66条(歳満期型疾病手術共済金) 第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号) (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号) (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号) (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号) (6) <u>船員保険法(昭和14年4月6日法律第73号)</u> (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号) 	<p>(健康保険の範囲) 第36条 第33条(入院および通院の定義) 第5項、規約第61条(疾病手術共済金) 第6項および第66条(歳満期型疾病手術共済金) 第6項における「健康保険」とは、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度によるものをいいます。なお、次のいずれかの法律にもとづく医療保険制度の適用が受けられる場合において労働者災害補償保険または自動車賠償責任保険を適用したときを含みます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康保険法(大正11年4月22日法律第70号) (2) 国民健康保険法(昭和33年12月27日法律第192号) (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年5月1日法律第128号) (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年9月8日法律第152号) (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年8月21日法律第245号) (6) <u>船員組合法(昭和22年9月1日法律第100号)</u> (7) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年8月17日法律第80号)
<p>(がん特約通院共済金額の適用) 第53条 〔中略〕 <u>3. 前2項の規定にかかわらず、規約第96条(がん特約通院共済金) 第1項に定める通院責任期間の元となる入院を開始してから通院開始までに共済金額が増額となった場合には、共済金額は、入院開始時の契約の共済金額とします。</u></p>	<p>(がん特約通院共済金額の適用) 第53条 〔中略〕 〔挿入〕</p>

新条文	旧条文																												
<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 67 条 〔中略〕</p> <p>4. 第 1 項第 3 号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に変更後の共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>〔以下略〕</p>	<p>(電磁的方法による共済契約の手続き)</p> <p>第 67 条 〔中略〕</p> <p>4. 第 1 項第 3 号に規定する共済契約者等の氏名変更の手続きは、次の各号に定めるとおりです。</p> <p>(1) 共済契約者は、この会がインターネットを媒介として提示した契約情報画面等に〔挿入〕共済契約者等の氏名を入力し、この会に送信します。</p> <p>(2) この会は前号で入力された事項の受信をもって、共済契約者から通知があったものとみなします。この場合、この会は入力された事項の受信を確認したうえで、通知を受け付けた旨を電磁的方法で共済契約者に通知します。</p> <p>〔以下略〕</p>																												
<p style="text-align: center;"><u>付 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(2021年(令和3年)5月31日細則一部改正)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1. この細則は2021年9月1日より施行します。</u></p>	<p>〔新設〕</p>																												
<p>別表第 1 共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. 65歳以上専用歳満期型における共済契約の型</p> <p>(1) 被共済者の性別が男性の場合における共済契約の型</p> <table border="1" data-bbox="147 1134 748 1378"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">男性 1 型</th> <th rowspan="2">〔中略〕</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本契約</td> <td>2</td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型疾病入院特約</td> <td>10</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	男性 1 型		〔中略〕	口数	共済金額	基本契約	2	2万円		歳満期型疾病入院特約	10	1,000円		<p>別表第 1 共済契約の型</p> <p>〔中略〕</p> <p>5. 65歳以上専用歳満期型における共済契約の型</p> <p>(1) 被共済者の性別が男性の場合における共済契約の型</p> <table border="1" data-bbox="1088 1134 1688 1378"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">男性 1 型</th> <th rowspan="2">〔中略〕</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本契約</td> <td>2</td> <td>2万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型疾病入院特約</td> <td>10</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	男性 1 型		〔中略〕	口数	共済金額	基本契約	2	2万円		歳満期型疾病入院特約	10	1,000円	
区分		男性 1 型			〔中略〕																								
	口数	共済金額																											
基本契約	2	2万円																											
歳満期型疾病入院特約	10	1,000円																											
区分	男性 1 型		〔中略〕																										
	口数	共済金額																											
基本契約	2	2万円																											
歳満期型疾病入院特約	10	1,000円																											

新条文				旧条文																																															
歳満期型災害 入院特約	10	1,000円		歳満期型災害 入院特約	10	1,000円																																													
発効時年齢	満65歳* ¹			発効時年齢	満65歳* ¹																																														
<p>* 1 男性1型は、生命共済事業細則別表第1第1項に定める更新・<u>更改可能年齢</u>もしくは<u>更新可能年齢</u>の範囲を超えた場合の移行専用の型です。</p> <p>(2) 被共済者の性別が女性の場合における共済契約の型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">女性1型</th> <th rowspan="2">【中略】</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本契約</td> <td>3</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型疾病 入院特約</td> <td>15</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型災害 入院特約</td> <td>15</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発効時年齢</td> <td colspan="2">満65歳*¹</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 女性1型は、生命共済事業細則別表第1第1項に定める更新・<u>更改可能年齢</u>もしくは<u>更新可能年齢</u>の範囲を超えた場合の移行専用の型です。 【以下略】</p>				区分	女性1型		【中略】	口数	共済金額	基本契約	3	3万円		歳満期型疾病 入院特約	15	1,500円		歳満期型災害 入院特約	15	1,500円		発効時年齢	満65歳* ¹			<p>* 1 男性1型は、生命共済事業細則別表第1第1項に定める更新【挿入】年齢【挿入】の範囲を超えた場合の移行専用の型です。</p> <p>(2) 被共済者の性別が女性の場合における共済契約の型</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">女性1型</th> <th rowspan="2">【中略】</th> </tr> <tr> <th>口数</th> <th>共済金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本契約</td> <td>3</td> <td>3万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型疾病 入院特約</td> <td>15</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>歳満期型災害 入院特約</td> <td>15</td> <td>1,500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発効時年齢</td> <td colspan="2">満65歳*¹</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>* 1 女性1型は、生命共済事業細則別表第1第1項に定める更新【挿入】年齢【挿入】の範囲を超えた場合の移行専用の型です。 【以下略】</p>				区分	女性1型		【中略】	口数	共済金額	基本契約	3	3万円		歳満期型疾病 入院特約	15	1,500円		歳満期型災害 入院特約	15	1,500円		発効時年齢	満65歳* ¹		
区分	女性1型		【中略】																																																
	口数	共済金額																																																	
基本契約	3	3万円																																																	
歳満期型疾病 入院特約	15	1,500円																																																	
歳満期型災害 入院特約	15	1,500円																																																	
発効時年齢	満65歳* ¹																																																		
区分	女性1型		【中略】																																																
	口数	共済金額																																																	
基本契約	3	3万円																																																	
歳満期型疾病 入院特約	15	1,500円																																																	
歳満期型災害 入院特約	15	1,500円																																																	
発効時年齢	満65歳* ¹																																																		